

診療報酬の請求・支払いの性格・位置づけ

- 日本の医療保険制度は、原則として「現物給付」の仕組みを採用しており、保険給付分は、**保険医療機関・保険薬局が診療後に、保険者に診療報酬を請求する仕組み**としている。
日本の医療機関の多くは、診療報酬で医業経営しており、**迅速な支払いが確保されないと、医療サービスの提供にも支障が生じるおそれがある。**
- また、保険医療機関は、被保険者が疾病にかかったとき、容易かつ速やかに診療を受けることができるよう、**公法上の契約に基づき、保険者を区別せず、すべての被保険者に療養の給付を行っている（フリーアクセス）。**
この公法上の契約は、**保険医療機関は保険診療ルールに従って被保険者に対し療養の給付を行い、保険者はその対価として診療報酬の支払いを行うという双務契約と解されている。**
- 各保険医療機関が多数の保険者にバラバラに請求すると、事務負担が大きく、迅速な支払いにも支障が生じる。このため、保険者は審査支払機関に審査・支払いの業務を委託することにより、**診療報酬の円滑な支払いを実現している。**

